

協定項目番号	20	合併協定項目名	介護保険事業の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
調整方針(案)	1 介護保険料については、現行のとおり引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づいて、平成18年度から統一する。 2 介護老人保健施設「わたつみ苑」については、合併までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		備考
賦課方法	・保険料の設定 政令で定める保険料率の基準に沿って、3年毎の見直しに基づいた観音寺市条例で定める。		・保険料の設定 政令で定める保険料率の基準に沿って、3年毎の見直しに基づいた大野原町条例で定める。		・保険料の設定 政令で定める保険料率の基準に沿って、3年毎の見直しに基づいた豊浜町条例で定める。		
基準額	・保険料基準額 37,000円		・保険料基準額 33,900円		・保険料基準額 39,000円		
保険料額	・第1号被保険者(65歳以上) 段階別金額の算定式及び保険料額 第1段階 … 基準額 × 0.50 18,500円 第2段階 … 基準額 × 0.75 27,700円 第3段階 … 基準額 37,000円 (月額3,083円) 第4段階 … 基準額 × 1.25 46,200円 第5段階 … 基準額 × 1.50 55,400円 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>所得段階の区分</p> <p>第1段階…生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税</p> <p>第2段階…世帯全員が住民税非課税</p> <p>第3段階…住民税課税世帯で本人非課税</p> <p>第4段階…本人住民税課税で、合計所得200万円未満</p> <p>第5段階…本人住民税課税で、合計所得が200万円以上</p> </div>		・第1号被保険者(65歳以上) 段階別金額の算定式及び保険料額 第1段階 … 基準額 × 0.50 17,000円 第2段階 … 基準額 × 0.75 25,400円 第3段階 … 基準額 33,900円 (月額2,825円) 第4段階 … 基準額 × 1.25 42,400円 第5段階 … 基準額 × 1.50 50,900円		・第1号被保険者(65歳以上) 段階別金額の算定式及び保険料額 第1段階 … 基準額 × 0.50 19,500円 第2段階 … 基準額 × 0.75 29,300円 第3段階 … 基準額 39,000円 (月額3,250円) 第4段階 … 基準額 × 1.25 48,700円 第5段階 … 基準額 × 1.50 58,500円		
納期回数	年4回		年4回		年4回		
納期限	1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		
減免	次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるもの (1) 貧困により生活のため扶助を受ける者 (2) 天災その他特別の事由がある者		次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は事務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。		次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。		

協定項目番号	20	合併協定項目	介護保険事業の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	介護分科会
調整の方針(案)	<p>1 介護保険料については、現行のとおり引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づいて、平成18年度から統一する。</p> <p>2 介護老人保健施設「わたつみ苑」については、合併までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討する。</p>						
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
介護保険事業計画	<p>現行の計画</p> <p>「観音寺市老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定(見直し)年度 平成14年度 ・計画期間 平成15年度～平成19年度 (平成17年度に再度見直し) 	<p>現行の計画</p> <p>「大野原町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定(見直し)年度 平成14年度 ・計画期間 平成15年度～平成19年度 (平成17年度に再度見直し) 	<p>現行の計画</p> <p>「豊浜町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第2期)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定(見直し)年度 平成14年度 ・計画期間 平成15年度～平成19年度 (平成17年度に再度見直し) 				
介護保険事業計画策定委員会	<p>観音寺市老人福祉計画等策定委員会</p> <p>目的 老人保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しを行う</p> <p>構成 21人以内(介護保険事業計画策定委員会委員を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)市議会議員 (2)市内の公共的団体等、関係行政機関 (3)識見を有する者等 <p>観音寺市介護保険事業計画策定委員会</p> <p>目的 介護保険事業計画の策定等(策定後の運営状況等も検討する)</p> <p>構成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)識見を有する者 (2)市議会議員 	<p>大野原町老人保健福祉計画及び大野原町介護保険事業計画策定検討委員会</p> <p>目的 老人保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に関し審議するため</p> <p>構成 20人以内</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)識見を有する者 (2)町議会議員 (3)福祉・社会教育関係者 (4)保健・医療関係者 (5)県職員 (6)町職員 	<p>豊浜町新老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討委員会</p> <p>目的 老人保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に関し審議するため</p> <p>構成 20人以内</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)識見を有する者 (2)町議会議員 (3)福祉・社会教育関係者 (4)保健・医療関係者 (5)県職員 (6)町職員 				
介護老人保健施設				<p>豊浜町国民健康保険介護老人保健施設 わたつみ苑</p> <p>目的 介護保険法に基づき、老人等の健康保持に必要な医療サービスと生活サービスを提供する</p> <p>位置 豊浜町大字姫浜1260番地1</p> <p>施設規模 鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階 延床面積5,043.55㎡</p> <p>利用定員 入所80床(短期入所含む)、通所40人</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)通所リハビリテーション事業 (2)短期入所療養介護事業 (3)居宅介護支援事業 (4)指定介護老人保健施設事業 			

協定項目番号	20	合併協定項目	介護保険事業の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	介護分科会
<p>【関係法令】</p> <p>介護保険法（抜粋）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（介護保険）</p> <p>第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。</p> <p>2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。</p> <p>3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。</p> <p>（保険者）</p> <p>第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。</p> <p>2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。</p> <p>（国民の努力及び義務）</p> <p>第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。</p> <p>2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。</p> <p>（被保険者）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。</p> <p>(1) 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）</p> <p>(2) 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）</p> <p>（市町村介護保険事業計画）</p> <p>第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>(2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</p> <p>(3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>(4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項</p> <p>3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p> <p>4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（保険料）</p> <p>第百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。</p> <p>3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p> <p>4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。</p>							

協定項目番号	20	合併協定項目	介護保険事業の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	介護分科会
介護保険法施行令（抜粋）							
（保険料率の算定に関する基準）							
第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二百九十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常すべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。							
一 次のいずれかに該当する者 四分の二							
イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）							
(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号イ並びに次条第一項第一号イ及び第二号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）							
(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの							
□ 被保護者							
ハ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当する者を除く。）							
二 次のいずれかに該当する者 四分の三							
イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前号に該当しない者							
□ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第四号ロに該当する者を除く。）							
三 次のいずれかに該当する者 四分の四							
イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前二号のいずれにも該当しないもの							
□ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）							
四 次のいずれかに該当する者 四分の五							
イ 地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの							
□ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）							
五 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六							
【先進地事例】							
・丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会（平成17年3月22日合併予定）							
…… ・介護保険事業計画については、新市移行後、平成17年度末までに策定する。							
…… ・第1号被保険者の保険料については、保険給付の支出等からの試算を行った上で、平成17年度から統一する。ただし、合併する年度は、それぞれ現行の保険料による。							
・西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（平成16年11月1日合併予定）							
…… ・介護保険事業計画							
…… ・介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。							
…… ・介護保険料の賦課徴収							
…… ・保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。							
・気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会（平成17年3月31日以前合併予定）							
…… ・介護保険事業計画については、新市において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は現計画を運用する。							
…… ・第一号被保険者の保険料については、合併時は現行保険料とし、次期計画に基づき統一する。							
・二本松・東北連地方合併協議会（平成17年12月1日合併予定）							
…… ・介護保険料については、平成17年度中は不均一賦課とし住所地の属する合併前の市町の制度によるものとする。平成18年度からは新たな介護保険事業計画に基づき、新市で統一した保険料を算定して適用する。							
・旭市・海上町・飯岡町・干潟町合併協議会（平成17年3月31日以前合併予定）							
…… 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期（平成17年度）までの間は、1市3町の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱う。							
…… 2 介護保険料							
…… ・第1号被保険者の介護保険料については、合併年度の残存期間及び平成17年度は現行のとおりとし、合併後、平成18年度の保険料から統一する。							